

省エネ設備の補助金のご案内

1. 補助対象設備・補助金額

対象設備	補助金額	補助要件等
太陽光発電システム	【新築】1kW×1万円 ※上限 10 万円	・太陽電池の最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値が 10 キロワット未満であること。
	【既築】1kW×3万円 ※上限 20 万円	
定置型蓄電システム	10 万円	・国が行う戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業の対象製品であること。 ・太陽光発電システムに連結すること(同時設置も可)。
電気自動車 (EV)	10 万円	・国が行うクリーンエネルギー自動車導入促進補助金において、電気自動車の区分で補助対象車両であること。 ・太陽光発電システムを有すること(同時設置も可)。 ・安曇野市災害時協力登録車制度に登録すること。
電気自動車等 充電設備(V2H)	7 万5千円	・国が行うクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助対象V2H 充放電設備であること。
太陽熱利用システム	4 万円	・自然循環型又は強制循環型で、給湯、冷暖房等の用に供するものであること。

※中古品や中古車、リース方式や PPA 方式による設置又は購入は補助対象外です。

対象設備の着工前、電気自動車の場合は初度登録(軽自動車にあっては、新規検査。以下同じ。)前に申請してください。

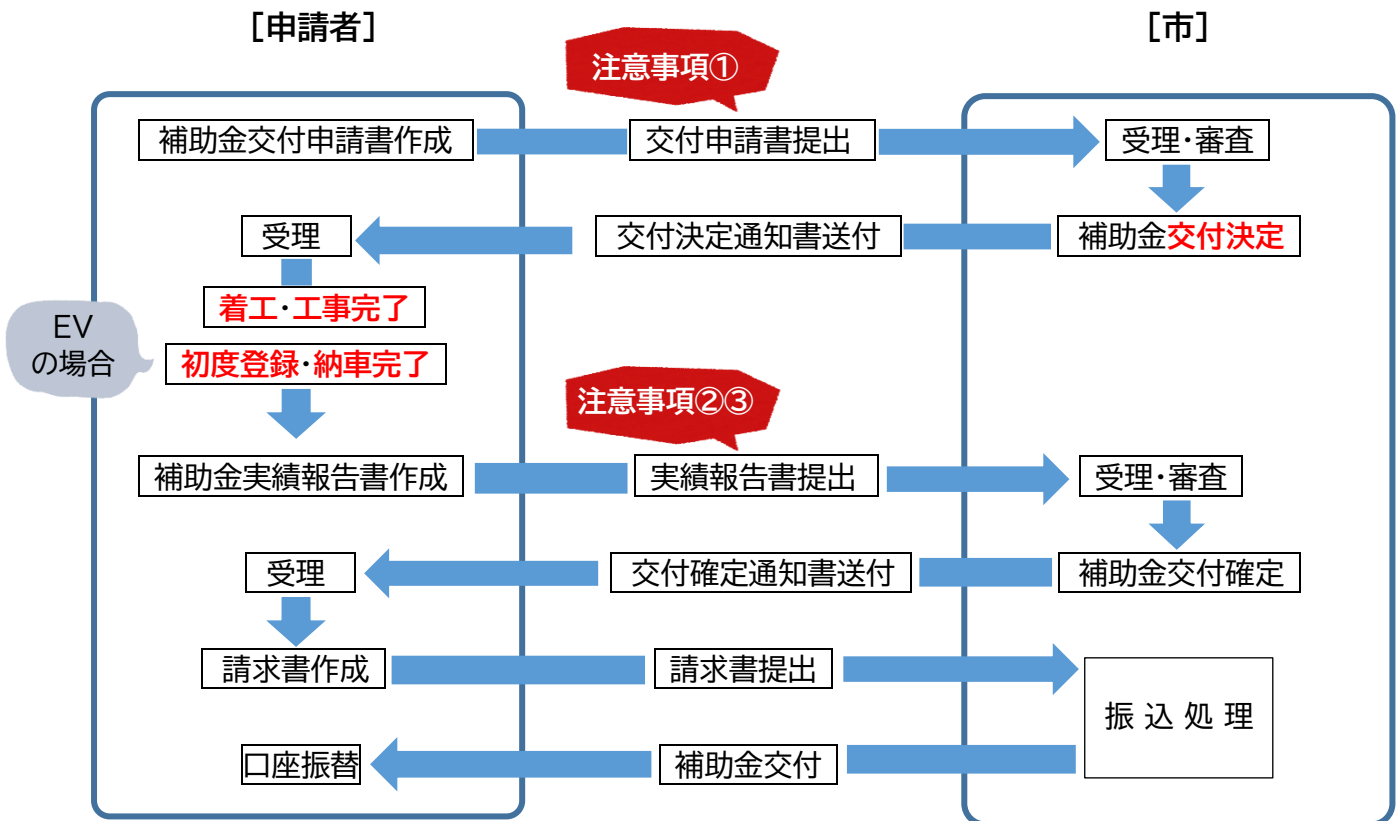
設置工事に着手しているもの、初度登録を受けているものは補助対象外です。



2. 補助対象者

対象設備	補助対象者
太陽光発電システム 定置型蓄電システム 電気自動車等充電設備 太陽熱利用システム	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の住宅に対象設備を設置する方又は対象設備が設置された建売住宅を購入する方。 ・年度内(3月31日まで)に対象設備の設置が完了し、実績報告書^{※1}を提出できる方。 <p>※1:実績報告書の提出時に対象設備を設置した住宅に居住し、その所在地が対象者の住所として住民票に記録されている必要があります。</p>
電気自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車検査証記録事項の所有者及び使用者(所有権が留保された購入にあっては、使用者)として記録される方。 ・年度内(3月31日まで)に納車が完了し、実績報告書^{※2}を提出できる方。 <p>※2:実績報告書の提出時に自動車検査証記録事項に記載の所有者及び使用者の住所並びに使用の本拠の位置が、対象者の住所として住民票に記録されている必要があります。</p>

3. 手続きの流れ



4. 注意事項



- ① 交付申請書は、対象設備の着工(電気自動車の場合は初度登録)の2週間前までに提出してください。
補助金の交付決定以降に対象設備の着工(電気自動車の場合は初度登録)を行ってください。
余裕を持った申請をお願いします。
- ② 同一年度内に対象設備の設置工事(電気自動車の場合は納車)を完了し、対象設備の補助事業が完了した日から30日以内又は年度末(3月31日)のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。
- ③ 実績報告書の提出時において、対象設備を設置した住宅に居住し、その所在地が対象者の住所として住民票に記録されている必要があります。電気自動車の場合は自動車検査証記録事項に記載の所有者及び使用者の住所並びに使用の本拠の位置が、対象者の住所として住民票に記録されている必要があります。

詳細はホームページをよくご確認ください。申請書類もホームページからダウンロードできます。



問合せ・申込み

安曇野市役所 市民生活部 環境・ゼロカーボン推進課(市役所本庁舎2階5番窓口 平日 8:30~17:15)
〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地 (郵送でも申請を受け付けています。)
TEL:(0263)71-2085 FAX:(0263)72-3176 E-mail:zerocarbon@city.azumino.nagano.jp